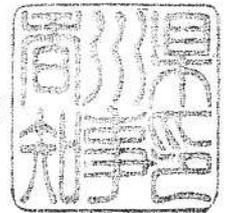


28危管第76378号
平成29年2月27日

京都・市民放射能測定所 代表 奥森祥陽 様
きょうと・くっすん らぼ 代表 楠本泰一郎 様
阪神・市民放射能測定所 代表 安東克明 様
さかな二匹の測定所 代表 中田昌 様
奈良・市民放射能測定所 代表 辻本誠 様
高槻・市民放射能測定所 代表 時枝功 様
南福崎土地株式会社放射能測定室 代表 末野泰崇 様
おうみ市民放射能測定所 代表 加納洋 様
みんなの測定所・ふじみーる 代表 石田照美 様
おのみち -測定依頼所- 代表 信恵勝彦 様
せとうちラボ 共同代表 大塚尚幹 様
せとうちラボ 共同代表 駒場晶子 様

香川県知事 浜田 恵 造



四国電力「伊方原子力発電所」及び中国電力「島根原子力発電所」
についての質問書について（回答）

本県行政の推進については、日頃から格別の御協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、平成29年2月1日付けで質問のあったこのことにつきまして、別紙のとおり回答します。

別紙

第1-01

原子力規制庁の「拡散シミュレーションの試算結果」で公表されているのは、原子力発電所から半径30kmの範囲で放出が想定される放射線の量であり、本県は、原子力発電所から約130km離れている

ことから、具体的な被害予測を実施することは困難であると考えています。

県としては、県民の安全・安心を確保する観点から、「香川県地域防災計画」において、災害予防対策として、緊急時の環境放射線モニタリングの強化や、農産物・飲食物・水道水の検査体制の強化について定めているほか、災害応急対策として、原子力事業者、県、市町がそれぞれ実施する対策などを盛り込み、不測の事態にも適切に対処することとしています。

(第1-02から09、第2-01から04、第3、第4、第5、第6、第7、第8、第9、第11-01、第12-01についても同様です。)

第1-10

本県を対象とした法令はありません。なお、福島第一原子力発電所の事故に伴う除染については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、国が必要な措置を実施するものと承知しています。(第12-02、第12-03についても同様です。)

第2-05

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」では、原子力施設において重大な事故が発生した場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることを防止するための必要な規制が定められており、汚染水については、事業者がこの法律に基づき処理することとされています。

(第13-01についても同様です。)

第10-01

県では、原子力発電所等における放射能災害が発生した場合の基本的な対応方針として「原子力発電所等における放射能災害発生時の対応方針」を策定し、大気中の放射線量に応じて、放射能の測定、被ばくの恐れがある地域からの帰県者等への放射線被ばくに関する相談、帰県者等でスクリーニング検査を希望する方々に対する同検査の実施などを実施することとしています。

(第10-02、第10-03についても同様です。)

第10-04

福島第一原子力発電所の事故に関し、国では、平成23年12月の原子力災害対策本部において、放射線防護に関する国際基準として広く認められている国際放射線防護委員会（ICRP）の考え方を基本に、国内外の専門家の意見も踏まえ、年間被ばく線量20ミリシーベルトの基準を用いるのが適当と決定したところであり、その後、この考え方に従って、避難指示区域の見直し等を行っているものと承知しています。

第10-05

国の原子力災害対策本部においては、年間被ばく線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であると確認された地域を「避難指示解除準備地域」とし、当面の間は、引き続き避難指示を継続しながら、除染をはじめ、インフラ復旧、雇用対策などの支援策を迅速に実施するとともに、住民の方々の宿泊などを認めているものと承知しています。

また、避難指示の解除については、その後、日常生活に必須なインフラや生活関連サービスが概ね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、地元自治体や住民の方々との十分な協議を踏まえ、行われるものと承知しています。

第10-06

国では、「早期帰還・定住プラン」に基づき、関係省庁が連携して、除染、インフラ・生活環境の整備などによる早期帰還支援や、復興公営住宅の整備などによる長期避難者支援などにも取り組んでいるほか、「被災者の健康・生活支援に関する総合施策」を取りまとめ、生活支援相談員や復興支援員の充実・確保などによる見守り活動の更なる推進などの支援を強化していくと承知しています。特に、長期にわたる避難生活を余儀なくされている方々には、国と地方自治体が連携し、きめ細かなケアを行うことが必要と考えます。

第11-02

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、廃棄物を「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。」と定義していることから、放射性物質に汚染されているがれきについては、同法に規定する廃棄物には該当しません。

なお、汚染されていないものについては、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物等は産業廃棄物、産業廃棄物以外の廃棄物は一般廃棄物となります。

第11-03

お問い合わせの放射能で汚染されたがれきについて規定した法令はありません（なお、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」で規定するがれきについては、同法の基本方針により、排出された都道府県内において行うものとされています。）

（第11-04、第11-05についても同様です。）

第13-02

「災害対策基本法」に基づき、都道府県には、災害が発生した場合、災害対策本部を設置し、災害に関する情報の収集や伝達を行うとともに、市町村や関係機関などに対し、応急対策業務を遂行するために必要な指示や、必要な人員、物資、施設等の確保などの要請を行う権限が付与されております。

同法においては、地震、津波などの自然災害のほか、同法第2条第1号及び同法施行令第1の規定に基づき、放射性物質の大量の放出を原因とする災害も対象としており、県においては、地震、津波などの災害と原子力災害の複合災害が発生した場合には、同法、「原子力災害対策特別措置法」、「香川県地域防災計画」等に基づき、市町をはじめ関係機関と連携して災害応急対策を実施することとしております。

第13-03

国において、放射性物質により汚染された廃棄物、土壌等に関する規制のあり方その他の放射性物質に関する法制度のあり方について、抜本的な見直しを含め検討を行っていること承知しています。

県では、これまで、全国知事会などを通じて法整備を含めた原子力防災体制の強化などについて、国に要望してきているところであり、今後も国の検討状況等についての情報を収集し、必要な法整備等について国に要望していきます。